

債権管理回収業に関する特別措置法

三

第二章	許可等（第三条—第十条）
第三章	業務（第十一条—第十九条）
第四章	監督（第二十条—第二十五条）
第五章	雜則（第二十六条—第三十二条）
第六章	罰則（第三十三条—第三十七条）
附則	

第一章 総則

(四) 目錄

この法律は特定金銭債権の処理が騒動の課題となつてゐる状況にかんがみを実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようとするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

イ
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

口 第二條第一項之規定，由金融機關農林中央金庫

二八 政府關係金融機關 獨立行政法人中小企業基盤整備機構及び

独立行政法人住宅金融支援機構

本農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十條第一項第三号の事業を行

農業協同組合及び農業協同組合連合会

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十二号）第一二六第一項第四号

（百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条规定

第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連

水產業協同組合法第九十三條第一項第二款

水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同

法第九十七条第一項第二号の事業を行う水道局、電気局、郵便局、運輸局、税關等の事務所を設け、

チ
保険会社
産加工業協同組合連合会

リ
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二

号) 第二条第一項に規定する貸金業者
又 イからりまでに掲げる者に類する者とし
て政令で定めるもの

四 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権五 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者の販売業者等（以下この号及び次号において「販売業者等」という。）から商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証票その他の物（以下この号及び次号において「証票等」といふ。）をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して販売業者等から商品を購入し、又は役務の提供を受ける場合において、その代金又は役務の対価に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該利用者から当該金額又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

八 証票等を利用することなく、販売業者等が行う購入者又は役務の提供を受ける者（以下の号において「購入者等」という。）への商品の販売又は役務の提供を条件として、その代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該購入者等から当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者等に対し生ずる金銭債権

七 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証票その他の物をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交

付し、その証票その他の物と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売し、又は役務を提供する場合において、その代金若しくは役務の対価又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定めた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対する生ずる金銭債権

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物を利用することなく、購入者から代金を六ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約（以下この号において「機械類販売契約」という。）又は購入者から代金を二ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第二条第五項に規定する指定商品を販売する契約（機械類販売契約を除く。）に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第一項に規定する特定資産（以下「資産流動化法に規定する特定資産」という。）である金銭債権

九 削除

十 金融債権であつて、これを信託する信託の受益権が資産流動化法に規定する特定資産であるもの

十一 資産流動化法に規定する特定資産の管理及び处分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社又は同条第十六項に規定する受託信託会社等が有するものに限る。）

十二 一連の行為として、次のいからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び处分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を

口 金融商品取引法第二条第一項第十五号に有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第七号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

ハ 資金の借入れ その債務の履行

二 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行

三 余財産の分配

ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の額若しくは残額の返還

十三 金銭債権であつて、これを信託する信託の受益権が流動化資産であるもの

十四 流動化資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（第十二号に掲げる株式会社又は外国会社が有するものに限る。）

十五 第一号に掲げる者であつて、商業、工業、サービス業その他の事業を行ふ者から金銭債権を買い取ることを業として行うものがあるする金銭債権（その業として買い取つたものに限る。）

十六 破産手続開始の決定、再生手続開始の決議、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下「手続開始決定」という。）を受けた者（当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終

(受託債権の管理又は回収の権限等)

第十一條 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理又は回収の業務を行う場合には、委託者のために自己の名をもつて、当該債権の管理又は回収に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する。

2 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理若しくは回収の業務を行い、又は譲り受けた債権の管理若しくは回収の業務を行ふ場合には、弁護士に追行手続、民事保全の命令に関する手続及び執行手続(民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。)に係る手続で、簡易裁判所における民事訴訟手続であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十一年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

3 簡易裁判所における民事保全の命令に関する手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

(業務の範囲)

第十二条 債権回収会社は、債権管理回収業及び次に掲げる業務を営むことができない。ただし、当該債権回収会社が債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であつて、債権管理回収業に該当しないもの

二 債権管理回収業又は前号の業務に付随する業務であつて、政令で定めるもの

(商号)

第十三条 債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。

第十四条 債権回収会社は、自己の名義をもつて、他人に債権管理回収業を営ませてはならない。(名義貸しの禁止)

(受取証書の交付)

第十五条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度

度、直ちに、法務省令で定めるところにより、

債権回収会社の商号及び本店の所在地、受領金額その他の法務省令で定める事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この項において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。)上の債務であつて、同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金額を含む。以下この号において同じ。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの。その

二 営業的金銭消費貸借上の債務であつて、利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金額を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの。その制限額を超える利息又は賠償額

三 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金額を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて、当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けうことができる保証料の上限額を超えるもの。その上限額を超える保証料

四 債権回収会社は、債務者等に対し、貸金業法第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定金銭債権に係る債務の弁済資金を調達することをみだりに要求してはならない。

五 債権回収会社は、債務者等の親族(債務者等と内縁関係にある者その他の債務者等と同居する者等が雇用する者その他の債務者等と密接な関係を有する者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求してはならない。

六 債権回収会社は、法務省令で定めるとおり、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第七章 業務

第十六条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部の弁済を受けた場合において当該特定金銭債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(債権証書の返還)

第十七条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部の弁済を受けた場合において当該特定金銭債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(業務に関する規制)

第十八条 債権回収会社は、暴力団員等をその業務を行うに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

二 債権回収会社の業務に従事する者は、

三 債権回収会社は、

四 債権回収会社は、

五 債権回収会社は、

六 債権回収会社は、

七 債権回収会社は、

八 債権回収会社は、

九 債権回収会社は、

十 債権回収会社は、

十一 債権回収会社は、

十二 債権回収会社は、

十三 債権回収会社は、

十四 債権回収会社は、

十五 債権回収会社は、

十六 債権回収会社は、

十七 債権回収会社は、

十八 債権回収会社は、

十九 債権回収会社は、

二十 債権回収会社は、

二十一 債権回収会社は、

二十二 債権回収会社は、

二十三 債権回収会社は、

二十四 債権回収会社は、

二十五 債権回収会社は、

二十六 債権回収会社は、

二十七 債権回収会社は、

二十八 債権回収会社は、

二十九 債権回収会社は、

三十 債権回収会社は、

三十一 債権回収会社は、

三十二 債権回収会社は、

三十三 債権回収会社は、

三十四 債権回収会社は、

三十五 債権回収会社は、

三十六 債権回収会社は、

三十七 債権回収会社は、

三十八 債権回収会社は、

三十九 債権回収会社は、

四十 債権回収会社は、

四十一 債権回収会社は、

四十二 債権回収会社は、

四十三 債権回収会社は、

四十四 債権回収会社は、

四十五 債権回収会社は、

四十六 債権回収会社は、

四十七 債権回収会社は、

四十八 債権回収会社は、

四十九 債権回収会社は、

五十 債権回収会社は、

五十一 債権回収会社は、

五十二 債権回収会社は、

五十三 債権回収会社は、

五十四 債権回収会社は、

五十五 債権回収会社は、

五十六 債権回収会社は、

五十七 債権回収会社は、

五十八 債権回収会社は、

五十九 債権回収会社は、

六十 債権回収会社は、

六十一 債権回収会社は、

六十二 債権回収会社は、

六十三 債権回収会社は、

六十四 債権回収会社は、

六十五 債権回収会社は、

六十六 債権回収会社は、

六十七 債権回収会社は、

六十八 債権回収会社は、

六十九 債権回収会社は、

七十 債権回収会社は、

七十一 債権回収会社は、

七十二 債権回収会社は、

七十三 債権回収会社は、

七十四 債権回収会社は、

七十五 債権回収会社は、

七十六 債権回収会社は、

七十七 債権回収会社は、

七十八 債権回収会社は、

七十九 債権回収会社は、

八十 債権回収会社は、

八十一 債権回収会社は、

八十二 債権回収会社は、

八十三 債権回収会社は、

八十四 債権回収会社は、

八十五 債権回収会社は、

八十六 債権回収会社は、

八十七 債権回収会社は、

八十八 債権回収会社は、

八十九 債権回収会社は、

九十 債権回収会社は、

九十一 債権回収会社は、

九十二 債権回収会社は、

九十三 債権回収会社は、

九十四 債権回収会社は、

九十五 債権回収会社は、

九十六 債権回収会社は、

九十七 債権回収会社は、

九十八 債権回収会社は、

九十九 債権回収会社は、

一百 債権回収会社は、

一百一 債権回収会社は、

一百二 債権回収会社は、

一百三 債権回収会社は、

一百四 債権回収会社は、

一百五 債権回収会社は、

一百六 債権回収会社は、

一百七 債権回収会社は、

一百八 債権回収会社は、

一百九 債権回収会社は、

一百十 債権回収会社は、

一百一十一 債権回収会社は、

一百一十二 債権回収会社は、

一百一十三 債権回収会社は、

一百一十四 債権回収会社は、

一百一十五 債権回収会社は、

一百一十六 債権回収会社は、

一百一十七 債権回収会社は、

一百一十八 債権回収会社は、

一百一十九 債権回収会社は、

一百二十 債権回収会社は、

一百二十一 債権回収会社は、

一百二十二 債権回収会社は、

一百二十三 債権回収会社は、

一百二十四 債権回収会社は、

一百二十五 債権回収会社は、

一百二十六 債権回収会社は、

一百二十七 債権回収会社は、

一百二十八 債権回収会社は、

一百二十九 債権回収会社は、

一百三十 債権回収会社は、

一百三十一 債権回収会社は、

一百三十二 債権回収会社は、

一百三十三 債権回収会社は、

一百三十四 債権回収会社は、

一百三十五 債権回収会社は、

一百三十六 債権回収会社は、

一百三十七 債権回収会社は、

一百三十八 債権回収会社は、

一百三十九 債権回収会社は、

一百四十 債権回収会社は、

一百四十一 債権回収会社は、

一百四十二 債権回収会社は、

一百四十三 債権回収会社は、

一百四十四 債権回収会社は、

一百四十五 債権回収会社は、

一百四十六 債権回収会社は、

一百四十七 債権回収会社は、

一百四十八 債権回収会社は、

一百四十九 債権回収会社は、

一百五十 債権回収会社は、

一百五十一 債権回収会社は、

一百五十二 債権回収会社は、

一百五十三 債権回収会社は、

一百五十四 債権回収会社は、

一百五十五 債権回収会社は、

一百五十六 債権回収会社は、

一百五十七 債権回収会社は、

一百五十八 債権回収会社は、

一百五十九 債権回収会社は、

一百六十 債権回収会社は、

一百六十一 債権回収会社は、

一百六十二 債権回収会社は、

(立入検査等)
第二十二条 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第五条 各号のいずれかに該当する事由又は第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、第六条第一項、第二十四条第二項又は第二十七条第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は警察庁職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第三条 警察庁長官は、前項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査若しくは質問をさせたときは、その結果を速やかに文書で法務大臣に通報するものとする。

第四条 第一項又は第二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。(業務改善命令)

第五条 第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十三条 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該債権回収会社に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(許可の取消し等)

第二十四条 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可の取消し等

を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 不正の手段により第三条の許可を受けたときは、第五条各号のいずれかに該当することとなるったとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
四 債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

五 第三条の許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないとき。

六 法務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。(監督処分の公告)

第二十五条 法務大臣は、前条第一項の規定による処分をし、又は第七条第一項若しくは第十条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を文書で警察庁長官に通報するものとする。

第五章 雑則

(協力依頼)

第二十六条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができ。(法務大臣への意見)

第二十七条 警察庁長官は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該債権回収会社に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合に、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六章 罰則

(経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む)を定めることができる。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

一 第七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第十三条第二項の規定に違反したとき。
三 第十五条第一項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

四 第十六条の規定に違反して、証書を返還しなかつたとき。

五 第十七条第二項の規定に違反したとき。
六 第十八条第一項の規定に違反したとき。
七 第十八条第二項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしたとき。

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項の記載又は記録をしていない委任状を取得したとき。

九 第二十三条の規定による命令に違反したと

し、必要な援助を受けたい旨の申出をすることができる。

二 警察庁長官は、前項の申出を相当と認めるときは、債権回収会社に対し、助言その他必要な援助を行うものとする。

(犯罪があると思料する場合の措置)

第三十条 債権回収会社は、その役員又は職員がその業務を行うことにより犯罪があると思料されるときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(警察庁長官への通報)

第三十一条 法務大臣は、第三条、第八条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項の規定による処分をし、又は第七条第一項若しくは第十条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(命令への委任)

第三十二条 法務大臣は、第三条、第八条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出されたとき。

三 第十七条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出を出したとき。

七 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

八 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

九 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

一 第七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十三条第二項の規定に違反したとき。

三 第十五条第一項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

四 第十六条の規定に違反して、証書を返還しなかつたとき。

五 第十七条第二項の規定に違反したとき。

六 第十八条第一項の規定に違反したとき。

七 第十八条第二項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしたとき。

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項の記載又は記録をしていない委任状を取得したとき。

九 第二十三条の規定による命令に違反したと

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

二 第十二条ただし書の規定による承認を受けないで、債権管理回収業及び同条各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

三 第十七条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を出したとき。

六 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出を出したとき。

七 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

八 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

九 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十三条第四号 三億円以下の罰金刑
二 第三十四条第二号又は第四号から第七号まで 二億円以下の罰金刑
三 第三十三条第一号から第三号まで、第三十一条第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第三十七条 第十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

(施行期日)
附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(商号に関する経過措置)

第二条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行の際に債権回収会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一
九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第五十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第五十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第五条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定によります。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定によります。

より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九
一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月三日から施行する。(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第二条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して、一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一三年五月三一日法律第五
六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。(罰則についての経過措置)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(罰則についての経過措置)

附 則 (平成一三年六月二九日法律第七
五号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九
一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月三日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一四七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五一年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五三年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五四年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五五年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五六年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五七年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五八年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一五九年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一六年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一日法律第七
一七年) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制作上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和二年五月二九日法律第三三

(号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

(号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三

(号) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三

(号) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して五年を超える部分を除く）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）